

職種別必要資格一覧表

職種名	必要資格等	添付する証明書類
一般事務	なし	
学校校務員	なし	
給食調理員	なし	
清掃作業員	なし	
施設管理員(学校サポート員含む)	なし	
養護教諭	養護教諭一種又は二種	養護教諭一種又は二種免許状
町立図書館司書	図書館司書又は学校図書館法に定める司書教諭講習修了者	司書資格証明書又は学校図書館法に定める司書教諭講習修了証書
学校図書館司書・支援員	図書館司書又は学校図書館法に定める司書教諭講習修了者	司書資格証明書又は学校図書館法に定める司書教諭講習修了証書
幼稚園教諭	幼稚園教諭一種又は二種	幼稚園教諭種一種又は二種免許状
保育士	保育士	保育士証
ケアマネージャー(介護支援専門員)	介護支援専門員	介護支援専門員実務研修修了証明書又は更新研修修了証明書
心理カウンセラー	臨床心理士	臨床心理士資格登録証明書
保健師	保健師	保健師免許証
看護師	看護師	看護師免許証
助産師	助産師	助産師免許証
歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士免許証
管理栄養士	管理栄養士	管理栄養士免許証
栄養士	栄養士	栄養士免許証
特別支援教育支援員	なし	
預かり保育指導員	幼稚園免許又は保育士免許	保育士証又は幼稚園教諭一種・二種免許状
交通安全指導員	なし	
子育て支援相談員	保育士又は幼稚園教諭一種・二種	保育士証又は幼稚園教諭一種・二種免許状
消費生活相談員	消費者安全法に定める消費生活相談員資格試験合格者及び法令により合格者とみなされる者	消費生活専門相談員資格認定証、消費生活アドバイザー証等
人権教育指導員	小・中学校いずれかの教諭一種又は二種	小・中学校いずれかの教諭一種又は二種免許状
救急アドバイザー	なし	
スクールアシスタント	幼・小・中いずれかの教諭一種又は二種	幼・小・中いずれかの教諭一種又は二種免許状
留守家庭児童育成室指導員	条例に定める放課後児童支援員の要件に該当する者(※1)(保育士、社会福祉士、教育職員免許法第4条に規定する免許、放課後児童支援員認定資格研修終了等)	左記にかかる資格を取得しているまたはしたことが分かる書類(保育士、社会福祉士の資格、教育職員免許法第4条に規定する免許状(※2)、放課後児童支援員認定資格研修終了証等)
留守家庭児童育成室補助員	なし	
家庭児童相談員	保育士、幼・小・中のいずれかの教諭一種又は二種、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、臨床心理士のいずれか	保育士証、幼・小・中いずれかの教諭一種又は二種免許状、社会福祉士登録証、精神保健福祉士登録証、保健師免許証、臨床心理士資格認定証のいずれか

※1 猪名川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第18号)第10条第3項に規定する者

第10条第3項 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業生等」という。)であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者
- (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 高等学校卒業生等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、町長が適当と認めたもの
- (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、町長が適当と認めたもの

※2 教育職員免許法(昭和24年法律第147条)第4条に規定する免許状

第四条 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

2 普通免許状は、学校(義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。)の種類ごとの教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状(高等学校教諭の免許状にあつては、専修免許状及び一種免許状)に区分する。

3 特別免許状は、学校(幼稚園、義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。)の種類ごとの教諭の免許状とする。

4 臨時免許状は、学校(義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。)の種類ごとの助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状とする。

5 中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。

一 中学校の教員にあつては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業(職業指導及び職業実習(農業、工業、商業、水産及び商船のうちいずれか一以上の実習とする。以下同じ。))を含む。)、職業指導、職業実習、外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。)及び宗教

二 高等学校の教員にあつては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。)及び宗教

6 小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は、次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。

一 小学校教諭にあつては、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。)

二 中学校教諭にあつては、前項第一号に掲げる各教科及び第十六条の三第一項の文部科学省令で定める教科

三 高等学校教諭にあつては、前項第二号に掲げる各教科及びこれらの教科の領域の一部に係る事項で第十六条の四第一項の文部科学省令で定めるもの並びに第十六条の三第一項の文部科学省令で定める教科